

(看護職長期研修制度 服務の取扱い)

項目	内 容
発令方法	・研修先病院の兼務発令
給料・手当等	・研修先病院が支給
地域手当の支給率	・研修期間中は、研修先病院の地域手当率により支給 但し、研修先病院に行くことあるいは、研修元病院に戻ることにより、地域手当が下がる場合は、人事異動に準じて、異動保障を適用
通勤手当の認定	・研修先病院が認定
組合費の天引き	・研修先病院で処理
旅 費	・研修先病院の用務の場合は、研修先病院が支給 ・所属病院の用務の場合は、所属病院が支給
赴任旅費	・所属病院から研修先病院へ赴任する場合は、研修先病院が支給 ・研修終了後、研修先病院から所属病院へ赴任する場合は、所属病院が支給
単身赴任手当	・支給条件を満たせば、研修先病院が支給
互助会手続き等	・研修先病院が実施
親睦会	・研修先病院の親睦会に参加
被 服	・研修先病院で貸与
研修先の看護師宿舎の利用	・利用可
出勤簿の取扱い	・研修先病院で管理
年休・専免の取扱い	・研修先病院で承認
業務内容	・研修先病院において、看護実務研修として夜勤も含めた3交替の通常業務に従事（研修生ということで、研修先病院の委員会活動や病棟のリーダー勤務等を除外するものではない）
勤務に関する調査票の提出先	・研修先病院へ提出